

産後ケア事業の拡充について(案)

1 事業概要

産婦の産後の身体的回復や心理的安定のため、助産師等による産婦の心身のケアや育児のサポート等の支援を行い、産後も安心して子育てができるよう、助産所等に委託し、産後ケア事業を実施している。令和2年度より、施設に宿泊する「宿泊型」を開始し、令和6年度より、日中に施設で過ごす「日帰り型」、助産師等が産婦の居宅を訪問する「訪問型」を開始している。

2 令和8年度の拡充内容

① 里帰り先での産後ケア事業利用料の助成

道内外の里帰り先の市町村で、その市町村が実施する産後ケア事業を利用した場合の、利用料に対する助成制度を開始する(恵庭市の委託料をもとに上限額設定)。

② 日帰り型の利用対象者の拡充

【現行】

類 型	宿泊型	日帰り型	訪問型
対 象	5か月未満	5か月未満	12か月未満



【拡充】

類 型	宿泊型	日帰り型	訪問型
対 象	5か月未満	<u>12か月未満</u>	12か月未満

3 令和8年度委託施設(予定)

◎は、R8年度より契約

類 型	宿泊型	日帰り型 (ショート)	日帰り型 (ロング)	訪問型
札幌市内 5か所	○	○	◎	
	○	○	○	
	◎	◎	◎	
				◎
江別市内 1か所	○	○	○	○
千歳市内 3か所		○	○	○
		○	○	
北広島市内 1か所		◎	◎	◎